



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	戦後における城戸幡太郎の幼児教育論：『幼児教育論』以後の異同について
Author(s)	田岡, 昌大
Citation	子ども発達臨床研究, 9, 1-12
Issue Date	2017-03-15
DOI	https://doi.org/10.14943/rcccd.9.1
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/64996
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_1882-1707_9.pdf



戦後における城戸幡太郎の幼児教育論

—『幼児教育論』以後の異同について—

田 岡 昌 大*

Early Childhood Care and Education in Mantaro Kido's Theory of Education in Postwar Period: Similarities and Differences Between Editions of "Youji Kyouiku-ron"

Masahiro TAOKA

要 旨

本論文は、『幼児教育論』の再版の過程に着目することで、戦前と戦後の連続と断絶および戦後における城戸幡太郎の思想の展開を明らかにするものである。城戸の思想についての研究は多くあるが、「戦後の城戸幡太郎」を自覚的に論点化して扱う研究は、多くはない。しかし、戦後において城戸は、「ヒューマニズム」を強調し、思想を展開している形跡が認められる。一方で、城戸自身は、自身の思想は戦前から連続しているものだとも強調する。つまり、城戸の思想には、戦後を境にして、連続性と断絶、展開が認められる。これに対して、本論文では、1939年版と、1950年版、1968年版、1980年版それぞれの『幼児教育論』を資料として用いて、それぞれを比較し、異同を整理することで、戦後の城戸の思想の変化を明らかにした。そして、今後「戦後の城戸幡太郎」を論じるにあたって課題化される論点を明らかにした。

キーワード：城戸幡太郎、保育、幼児教育、ヒューマニズム、『幼児教育論』

1. 本研究の目的

城戸幡太郎は、戦前より教育、保育の分野においても影響力を持った心理学者である。その城戸の幼児教育論・保育論の主著である『幼児教育論』(1939年)は、戦後に3度の再版がされている。最初のものは、賢文館より1939年に出版されている(城戸1939)。そして、その後に、1950年に福村書店より『幼児の教育』(城戸1950)、1968年に福村

出版より『幼児教育』(城戸1968)、1980年にフレーベル館より『幼児教育への道』(城戸1980)が出版されている。これらの4冊は、タイトルのみでなく、後述するように、その内容についても少しずつ加筆修正が施されており、それぞれに連続性が認められる一方で、若干の変化も認められる。つまり、ここには城戸にとっての1930年代と「戦後」の間にある連続と断絶を捉えるための鍵があると考えられる。

*北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター 非常勤研究員

しかし、これまでの城戸に関する研究は、基本的には1945年以前を対象にするものが主たるものであった。例えば、これまでの城戸に関する研究としては、1920年代から1930年代に焦点を当てたもの（例えば、中内1976、大泉1979、佐藤1984、山根2002など）や、総力戦体制との関係から検討されたもの（佐藤1989、川津2010）が多く、特に戦後に焦点を当てた研究は限られている（鈴木・廣川1984、田岡2016）。つまり、「戦後の城戸幡太郎」は、十分に研究されていないばかりか、論点としても十分に自覚的に扱われてきていない。

この「戦後の城戸幡太郎」という点について、内島貞夫は「城戸の中での理論的な展開はほぼ1950年頃に終わったものと推測される」（内島2001）と評価している。確かに、後にみるように、『幼児教育論』を通していても、そこで確認されるのは「理論的な展開」というよりも、従来の知見の再確認に近いものとみるべきものかもしれない。それゆえ、「戦後の城戸幡太郎」は、固有の論点として成立しえないと評価もできる。

ただし、そこから直ちに「戦後の城戸幡太郎」を検討する価値がないという結論に至ることはできないだろう。例えば、『幼児教育論』は1930年代当時の時代状況の中で書かれたものである。従って、そこに書かれたテキストには、書けなかったこともあれば、様々な事情から書かねばならなかったこともあるはずである。あるいは、その当時に思考していたことについて、後の時代により精緻に表現し直しているということもありえるだろう。それゆえ、仮にそこに新たな理論展開がなかったとしても、「戦後の城戸幡太郎」という論点を介することで、城戸の教育思想の全体像をより精緻に捉え、解釈する際の補助線が得られることを期待できる。つまり、城戸自身が戦前・戦中の自らの思想を戦後において位置づける（後付ける）際に、どのような経過を経たかを捉えることは、城戸自身が自らの思想の中で何を普遍的な要素として捉えていたかを捉える契機となることが予想される。

以上のことから、「戦後の城戸幡太郎」という問題設定は、城戸思想の精緻な解釈に役立つことに留まらず、城戸の思想の持っていた可能性や現代的意義を捉えていくために必要なステップだと考えられる。

そこで本稿では、「戦後の城戸幡太郎」を論じる準備作業として、再版の中で変化した『幼児教育論』の内容を整理することを試みる。つまり、1939年の『幼児教育論』から3度に渡る再版の過程で、何が付け加わり、何が削除されたのかを整理する。これによって、1939年と1945年の間および「戦後」の日本社会の中での城戸の思考の足跡をいくらか明晰にすることができるだろう。

2. 『幼児教育論』の内容と戦後の「ヒューマニズム」

本稿が対象とする『幼児教育論』に限らず、城戸の著作には、内容上の重複や再版などを散見できる。しかし、これだけ繰り返し1980年代に至るまで再版されている点において、『幼児教育論』は特殊な位置を持つと考えられる。また、その内容は、後に見るように連続している部分もかなりの程度あり、比較もし易いという性質を持つ。これらの点から、「戦後の城戸幡太郎」を捉えていく上で、『幼児教育論』を対象とすることは利点があると考えられる。

この『幼児教育論』の内容は、「序」でも述べられているように、「ラヂオで放送したり、雑誌に執筆したものが主となっているが、特に『保育問題研究』及び『教育』に載せたもの」に加筆修正を施したものである。その内容については、既に別稿にて論じているが、要約するならば次のように整理できる（田岡・及川2017）。

城戸は、まず人間存在について、それが社会的に規定されている存在である一方で、社会に影響を与える存在でもあるという点を強調する。その上で、子どもとその発達を心理学的観点のみならず、歴史社会的な観点からも科学的に位置づけることで、保育という実践を位置づける。かくして、

保育とは、社会をより良く「変革」することと、そのために子どもの発達を支えること、という点で意義を持つものと把握される。そして、こうした保育実践においては、「社会協力」を重視することで、子どもが個性的でありながら、他者と協力し合って「生活」を豊かにする方向へと発達することが目指される。つまり、城戸において「発達」とは、「一定の目的によって変化された場合」と定義されるもので(城戸 1931 : 83)、価値的な面を持つ。そして、保育(教育)実践とは、この発達を科学的に捉え、働きかける「技術」としての位置を持つ営みということとなる。

このように、城戸の保育思想には人間と教育を科学的に捉える面と、そこで営まれる人間生活を社会と結び付け、社会の「変革」を指向するという価値的な面とがある。そして、この二面を統合する形で保育、教育の実践を位置づけていたのが、城戸の思想である。

また、城戸の保育思想は価値的な性質を持っているとはいえ、そこには子どもと大人(保育者)の間の相互関係が前提とされている(城戸 1939 : 71)。確かに城戸は「児童中心主義」を批判的に評している。しかし、そこで城戸が強調するのは、大人と子どもの間にある「要求」の相互性である。つまり、城戸の立場とは、子どもと大人の間にある相互関係に基づいた上で目的的に保育や教育を捉えるものである。従って、必ずしも子どもを何らかの鋳型にはめることをのみ想定しているものではない。

城戸によれば、こうした思想の背後には「ヒューマニズム」の思想があったという。

しかし、わたくしの社会主義はヒューマニズムの立場からの社会主義であり、従って自由主義とも矛盾しなかったし、今もこの立場には変わりはない。(城戸 1950 : 2)

こうした内容は 1939 年版では断片的に述べられるに留まっている。あるいは、次の「保姆の教養」を論じた箇所のように、やや否定的なニュア

ンスで述べられている。

しかし、この人間性という概念には色々な意味が含まれていて明瞭に捉え難い。そこにヒューマニズムの特色が認められるので、教養ということも人間性という意味で曖昧にされていた。人間が人間になるということは人間が社会的人間即ち社会的協同生活において職能的義務を果たし得る人間になるということではなくてはならぬ。(城戸 1939 : 80)

この段階では、「特色」としては認めながらも、「曖昧」で「明瞭に捉え難い」ものとし、それに付して(反して)「社会的」な面を強調するべきとしている。しかし、先にみたように、1950 年の段階では、後付けるかのようにヒューマニズムとしての立場を示している。

城戸自身の回想に基づくならば、こうした「ヒューマニズム」という観点は、1945 年から 1950 年頃に確立したと考えられる。城戸は、後年のインタビューにおいて、教育刷新委員会を回想しながら、「一般教育」や医学教育との関係から「ヒューマニティズ(humanities)の教養」の重要性について気付かされたことを述べている(城戸ほか 1977、城戸 1978a : 173)。ただし、インタビューにおいても語られている通り、当時の城戸にとっては、「一般教育もそういう意味ではヒューマニティに対する教養が必要だということは読んだのだから、必要なだろうという風に考えた」(城戸ほか 1977 : 234)という程度の認識に過ぎなかったという。例えば、戦後直後の論考をまとめた『民主教育のあり方』(1947)においては、「ヒューマニズム」や「ヒューマニティズ」という立場は十分に論じられていない。これに対応すると思われる「人道主義」という言葉は登場するが、あくまで様々な主義、立場の内の一つという意味合いで用いられている程度である。

しかし、1951 年の段階では、城戸は「ヒューマニズム」を戦後の新しい教育の理念として位置づけている(城戸 1951)。ここで「ヒューマニズム」

は、「社会主義／個人主義」、「統制主義／自由主義」、さらには「個人／社会」など対立的な立場を統一するものと位置づけられている。城戸によれば、それは二律背反を「統一しようとする意志」であり、「社会の秩序を保ち、社会を発展させる力」であり、「いろいろな目的を定める人間的要求の原理である」という。ここでいう「統一」とは、「ヒューマニズム」は一つの立場ではあるが、他者の立場を理解し、自己反省を生み出すもので、必ずしも他の立場を排除するものではない。かくして、城戸は次のようにいう。「新しい教育の理念は、ヒューマニズムの立場に立って世界に対立する二つのイデオロギーを超克することによって、世界平和への道を開拓する使命を果たすものでなければならない。」(城戸 1951: 9)

また、この「ヒューマニズム」の重要視は、この時期に一過性のことではない。例えば、1971年には、「現代社会」を「政治的イデオロギー」と「宗教的ドグマ」による対立と規定し、これらを「ヒューマニズムによって調和させることが、教育の要請であろう」(城戸 1971: 18)としている。また、別の所では、教育基本法の理念に言及しながら次のように述べている。

その教育の力なるものは人類の福祉に貢献するための生活主義と科学主義の教育であり、その力を統一する根源はヒューマニズムでなければならないと思うのです。私は教育とは社会の発達を人間に集約して研究することだと主張してきましたが、そのような立場から教育の力とは文化を創造し社会を発達させる人間と力としての生命力と生活力でなければならないと思います。(城戸 1977)

ここでいう「生活主義と科学主義」は、戦前以来の教育科学研究会(教科研)を貫く原理であった。城戸自身によれば、ここには戦中の「復古主義的・精神主義的な傾向にたいしてもっと科学教育に重点をおかなければならぬ」という対抗的な意味合いがあったという(城戸・大田 1951: 43)。

つまり、「戦後の城戸幡太郎」からすれば、戦後における「ヒューマニズム」の思想は、戦後という区分に関係なく、一貫して通底していたものということになる。

これらのことをまとめていうならば、1950年版のいう「ヒューマニズム」について、それを単なる「後付け」として解釈する以外の可能性も提案できるだろう。つまり、1939年の段階では書けなかった——あるいは、書かざるをえなかった内容も含めて——制約を超えて、本来の城戸の思想が1950年以後の『幼児教育論』には書かれている、という可能性である。あるいは、仮に後付けに過ぎなかったとしても、「戦後の城戸幡太郎」からすれば、1945年以前の思想は一貫した体系として捉えられるのだとすれば、そこには従来とは異なる城戸の思想があることが予想される。だとすれば、それを「後付け」として切り離すのではなく、連続の相の下に捉えて城戸の思想体系を再検討することは、城戸の思想を精緻に捉えていく上で意義が認められるであろう。

以上のように、城戸の思想を捉えていく上で、戦後も含めて一貫した視点を確保することは、これまであまり行われてこなかったことだが、意義があるだろう。そして、『幼児教育論』の再版の過程を整理することは、その準備作業として、足場の一つとなると考えられる。

3. 『幼児教育論』とそれ以後との目次の比較

まず、城戸の『幼児教育論』およびそれ以後の3冊の目次をそれぞれ整理しておきたい(次頁参照)。それぞれ、その時点で新たに追加された節については網掛けで示している⁽¹⁾。

目次から分かるように、1939年から1980年に至るまで、『幼児教育論』の内容の基本的な部分——特に第3章の保育者論、研究法の第4章については、ほぼ変わっていない。しかし、いくつかの加筆と削除も確認できる。

こうした異同について、1968年版の「はしがき」で城戸は次のように述べている。

『幼児教育論』1939		『幼児の教育』1950		『幼児教育』1968		『幼児教育への道』1980	
第1章	就学前教育の重要性	第1章	幼児教育の重要性	第1章	幼児教育の重要性	第1章	幼児教育への道
第1節	我等は何をなすべきか	第1節	我等は何をなすべきか	第1節	われらは何をなすべきか	第1節	子どもの文化と教育
第2節	幼児教育の歴史と問題	第2節	幼児教育の歴史と問題	第2節	幼児教育の歴史と問題	第2節	幼児教育のあり方
第3節	幼児教育と國民教育	第3節	幼児教育と初等教育	第3節	幼児教育のありかた	第3節	幼児教育の歴史と問題
第4節	幼児生活と保育者	第2章	幼児の保護と教育	第4節	保育の一元化と義務制	第4節	保育の一元化と義務制
第2章	社会事業と保育事業	第1節	二つの児童観——フレーベルとオーウェン	第5節	児童の権利宣言と児童憲章	第5節	発達を可能にする教育
第1節	フレーベルとオーウェン	第2節	利用厚生と教育	第2章	幼児の保護と教育	第2章	幼児の福祉と教育
第2節	社会事業と児童問題	第3節	社会事業と児童問題	第1節	二つの児童観——フレーベルとオーウェン	第1節	二つの児童観
第3節	貧困児童の問題	第4節	貧困児童の問題	第2節	利用厚生と教育	第2節	児童権利宣言と児童憲章
第4節	農繁期託児所の問題	第5節	問題児の問題	第3節	社会事業と児童問題	第3節	利用厚生と教育
第5節	農村における保育事業	第6節	特殊教育の徹底	第4節	貧困児童の問題	第4節	社会福祉と児童問題
第6節	託児所と母親学校	第3章	教師の立場と教養	第5節	問題児の問題	第5節	貧困児の問題
第3章	保母の立場と教養	第1節	幼児生活と保育者	第6節	特殊教育の徹底	第6節	問題児の問題
第1節	利用厚生と教育	第2節	教師は子供に何を求むべきか	第3章	教師の立場と教養	第7節	障害児教育の問題
第2節	保母は子供に何を求むべきか	第3節	子供は教師に何を求めているか	第1節	幼児生活と保育者	第3章	保育者の自覚と教養
第3節	子供は保母に何を求めているか	第4節	教師と教養	第2節	教師生活と保育者	第1節	幼児生活と保育者
第4節	保母と教養	第5節	保育者養成の問題	第3節	子供は教師に何を求めているか	第2節	保育者は子どもに何を求めるべきか
第5節	保母養成の問題	第4節	幼児教育の歴史と問題研究法	第4節	教師と教養	第3節	子どもは保育者に何を求めているか
第4章	幼児教育の研究法	第1節	學問研究の態度	第5節	保育者養成の問題	第4節	保育者と教養
第1節	學問研究の態度	第2節	児童心理学の発達	第4章	幼児教育の研究法	第5節	保育者養成の問題
第2節	児童心理学の発達	第3節	保育問題の解決法	第1節	學問研究の態度	第4章	幼児教育の研究法
第3節	保育問題の解決法	第4節	自由遊びについての調査	第2節	児童心理学の発達	第1節	學問研究の態度
第4節	自由遊びについての調査	第5節	遊具と子供の社会生活	第3節	保育問題の解決法	第2節	児童心理学の発達
第5節	遊具と子供の社会生活	第5章	幼児生活の指導法	第4節	自由遊びについての調査	第3節	保育の科学的研究
第5章	幼児生活の指導法	第1節	幼児指導の態度	第5節	遊具と子どもの社会生活	第4節	自由遊びについての調査
第1節	幼児指導の態度	第2節	幼稚園、保育所の保育法	第5章	幼児生活の指導法	第5節	遊具と子どもの社会生活
第2節	幼稚園、託児所の保育方	第3節	幼児生活と繪畫	第1節	幼児指導の態度	第5章	幼児生活の指導法
第3節	幼児生活と繪畫	第4節	幼児生活とラジオ	第2節	幼稚園、保育所の保育法	第1節	幼児指導の態度
第4節	幼児生活とラヂオ	第5節	幼児と言葉の訓練	第3節	幼児生活と繪画	第2節	保育教材と遊具の選び方
第5節	幼児と言葉の訓練	第6節	子供の問と答え	第4節	幼児生活と放送	第3節	幼児生活と繪画
第6節	子供の問と答	第7節	子供の嘘について	第5節	幼児と言葉の訓練	第4節	幼児と言葉の訓練
第7節	子供の嘘について	第8節	子供の生活指導	第6節	子供の問いと答え	第5節	子どもの問と答え
第8節	子供の生活指導	第6章	保育と社会教育	第7節	子どものウソについて	第6節	子どものウソについて
第9節	両親教育の問題	第1節	農村における保育事業	第8節	子どもの生活指導	第7節	子どもの生活環境とその指導
		第2節	保育所と母親学校	第6章	保育と社会教育	第6章	両親と社会教育
		第3節	両親教育の問題	第1節	農村における保育事業	第1節	両親教育の問題
		第4節	父母と教師の會の運動	第2節	保育所と母親学校	第2節	父母と教師の会の運動
				第3節	両親教育の問題	第3節	保育者の組織と研究会
				第4節	父母と教師の會の運動		
				第5節	保育者の組織と研究会の会		

旧書を読み返してみると、書き改めたい節は多々見出される。しかしわたしの幼児教育についての根本の考え方には変りはない。そこで二、三、最近、雑誌に書いた意見を加えるに止めて、だいたいはそのままでの体裁で出版することにした。(城戸 1968 : ii)

一方、1980 年版については、編集部の手によって「わたしの難文というよりも悪文をわかりやすい文章に書きなおしていただいた」と述べられている。68 年と 80 年の間に内容が幾つかの点で付け加えられたり、順序を入れ替えられたりしているのは、そういった事情もあると推測される。

では、目次を手がかりとしながら、それぞれの版の異同の中身をみていこう。

4. 加筆、変更、削除された箇所について

4-1. 民主的な社会の建設 — 「社会教育」と「特殊教育」

1939 年からそれ以後の版との間で分かり易い変化は、第 6 章が付け加えられている点である。ただし、この内 1950 年版の第 6 章第 1 節から第 3 節は、1939 年版一部の節から構成されている。具体的には、第 1 節「農村における保育事業」は第 2 章第 5 節から、第 2 節「保育所と母親学校」は第 2 章第 6 節「託児所と母親学校」から、第 3 節「両親教育の問題」は第 5 章第 9 節から取られている。ここでは若干の削除と加筆が行われているが、論旨の大きな変更は見られない。基本的には新たな論考「父母と教師の会の運動」—— PTA の論点へと議論が収斂するように、わずかな削除と加筆があるのみである。

これに加えて、この第 6 章はその後もしろろ変化しており、例えば 1968 年の段階では「農村における保育事業」(第 1 節)、「保育所と母親学校」(第 2 節)があるのが、1980 年では削除されている。あくまで推測ではあるが、時代状況との兼ね合いから必要がないと(恐らく編集の理由も含めて)判断されて削除されたのであろう。

ただし、このように戦後の時代状況に応じて新たなトピックが付け加えられているものの、基本的な思想は大きくは変わっていない。それはすなわち、次のような思想である。

国民生活の全体性ということは単なる社会組織の集団性ではなく、社会生活の発展性を認めたもので、それには個体の生命を超越した全体の生命を考えねばならぬが、全体の生命を表現するものは、永遠に生まれてゆく子供である。従って国民生活の全体性を保持して、それを発展させてゆくことは、子供の生命を保持し、これを発育させてゆくことであり、それをなす大なる責任が両親殊に母親に負わされているのである。(城戸 1939 : 228、後の版では、城戸 1950 : 255、城戸 1968 : 196、城戸 1980 : 305-6)

つまり、子どもの発達に社会環境が影響を与える面と、子どもが将来社会に影響を与える面とを鑑み、子どもに身近な社会環境＝家庭の責任が導かれる。かくして「両親教育」が課題化される。これは 1939 年の段階では、「農村の保育文化を高める」ために、保育所が「母親のための保育実習所」としての役割を担い(城戸 1939 : 61)、これが更に自発的な集団に組織化されて制度化されることが期待されていた(大宮 1980)。こうした思想は、戦後においては PTA を通じて「両親と教師の会」、さらには「国民と教師の会」となり、「民主的で平和な文化国家建設の基盤となり、ひいては世界平和確立のためのユネスコ運動における日本の教育的使命を果たすことにもなる」(城戸 1950 : 280) という形へと展開したと考えられる。

また、このように保育から更に「社会教育」が論じられるのは、社会の発展が指向されてではあるが、その一方で、子どもの権利の保障としての面もある。

この点に関連する加筆としては、例えば 1939 年から 1950 年にかけて第 2 章第 5 節「問題児の問題」、第 2 章第 6 節「特殊教育の徹底」が付け加えられている。「問題児の問題」は 1939 年版から、

基本的に改変なく 1980 年まで収録されている。一方で、「特殊教育の徹底」については、1950 年版と 1968 年版ではほぼ異同はない。すなわち、憲法原理に基づき、「心身欠陥者」も含めて教育を受ける権利を有することが確認され、これを制度的に位置づけて幼児教育を捉える必要性が論じられている。しかし、この論考は 1980 年版では削除され、「子どもを普通学級と特殊学級にわけて教育することが、果たして正しいのか否かということ」(城戸 1980: 126) という、より具体的な論点が扱われている。城戸は「特殊教育」については「特殊能力を発見するための保育」であり、従って「集団保育を通じ子どもの個性なり特技を発見し、おたがいに思いやりと助けあいによって、社会的協同生活を楽しめるよう指導することが大切である」と論じている(城戸 1980: 127)⁽²⁾。これに対して「障害児教育」では、「病気を治すのと同じでどうしても治療が必要」ゆえに「治療教育」という位置づけを与えている(城戸 1980: 128)。それら両者の関係についてはともかく、ここでの論旨は「能力に応じた教育」が実現されることを基本理念とするべきと位置づけ、個人の権利が保障されることの必要性を説くことが中心にある。なお、1980 年版の 132 頁以下は、1968 年版の 73 頁以下を一部用いて書かれており、事実上同じ論旨のものになっている。

また、1968 年の段階では「児童権利宣言と児童憲章」の節が付け加えられている。恐らく、この内容は、上記の論点も含めて、子どもの権利を基礎づけるための意図と推測される。ここでは、その内容の抽象性を批判しながら、「積極的な児童教育」と「消極的な児童保護」の二面があることを強調し、「国民の協力によって実行する信条を宣言することが必要であろう」と述べている(城戸 1968: 44)。この内容は 1980 年版にも同じ内容で収録されている。

城戸が 1968 年の段階でこういった内容を収録しているのは、恐らく戦後の理念の確認をし、その理念を幼児教育および教育制度、社会制度として位置づける意図からであろう。

児童憲章が制定されてから十五周年を迎え記念の祭典も行われたが、わが国の児童はどれほど幸せになったであろうか。記念の祭典が単なるお祭り騒ぎに終ってはならないのである。条文の趣旨を現実の社会状況に当てはめてみて、はたしてこれでよいのかどうかを考え、条文が適用されるばあいには、それを実行して行く日常の実践こそが児童憲章を生かしてゆく道である。(城戸 1968: 40-41)

当然、ここには社会制度上の戦前と戦後の断絶が認められる。しかし、例えば上記のような「積極」と「消極」の区分は、やや異なる文脈だが 1939 年版第 1 章第 4 節「幼児生活と保育者」でも用いられており、後の版では第 3 章第 1 節にそのまま収録されている。従って、戦前と戦後の間での制度上の断絶の一方で、思想的な連続性は認められると考えられる⁽³⁾。

4-2. 研究方法論

第 4 章第 3 節「保育問題の解決法」は、それまでは内容の変更も特になく収録されていたのに、1980 年版では「保育の科学的研究」(第 4 章第 3 節)に置き換えられている。「保育問題の解決法」は、「これまでの保育学」について、「一般の教育学と同様に」「教育の目的」から保育を捉えるゆえに抽象的な議論が中心になっている点を批判した上で、「問題解決の理論的基礎となる資料の収集」が肝要であるとして、その方法論を論じるものである(城戸 1939: 116-120、城戸 1950: 122-127、城戸 1968: 109-112)。これに対して 1980 年版の「保育の科学的研究」は、簡単に学説史を整理した上で、実践者自身が「目的または方針」すなわち「教育するものの立場」を「自覚」することが重要視されている(城戸 1980: 191-202)。

これは一見すると、1939 年版における、価値的に普遍的な目的を指定することを批判する自らの論と矛盾するようにも見える。しかし、「立場」という個人的な問題が関わっている点が、その矛盾を回避させている。つまり、「社会的、とくに教育

的事実」に基づいて、様々な「立場」間の矛盾をふまえ、「実際生活に即して行われること」によって「理論と実践による弁証法的発展」が企図されているのが、この1980年版の内容である。

従って、この新たな論考の位置づけは、いわば、従来の内容をよりメタ的な次元から位置づけ直す論考だと理解することができる⁽⁴⁾。なお、「立場の自覚」という論点は、遡ると城戸の教育科学の思想(城戸1956)にて体系的に論じられている。また、1939年から1968年まで研究法として提示されている内容は、1936年の時点で一度整理されている(城戸1936)。従って、基本的には以前より体系化されてきた議論を援用して書かれており、1939年版から1980年の間にかけて、内容上の大きな変化は認められない。

なお、この論考に続く第4節、第5節の実証的な「自由遊び」と「遊具」の研究は、そのまま収録されている。つまり、1930年代の実証研究が、そのまま1980年にも収録されている。このことをどう考えるかは、改めて検討する必要があるであろう。

4-3. 保姆から教師、教師から保育者へ

目次の削除、追加以外で興味深いのは、『幼児教育論』の第3章のタイトルである。目次を見ても分かるように、内容上の大きな異同はない。しかし、それぞれ1939年版では「保姆」であったのが、1950年版と1968年版では「教師」と書き直され、1980年版だと「保育者」と書き直されている。小さな呼称の変化ではあるが、ここには保姆を教師と同じ程度に力量が保証され、それゆえに身分も保証された存在として位置づけ直そうとした城戸の意図を読み取ることができる⁽⁵⁾。

この点については1950年版の「はしがき」で城戸自身が次のように言及している。

旧書で託児所と書いたものは、それが歴史的な意義をもたないかぎり、保育所に改め、保姆も、それが歴史的意義をもたないかぎり、教師とした。それは学校教育法による幼稚園で保育

を掌るものは教諭として普通教育を掌るものと同等に見做しているからである。そして幼児教育は単に幼稚園や保育所での保育だけではなく、初等普通教育の初期の教育にも適用さるべきものであろう。(城戸1950:3)

しかし、1980年の段階で「保育者」と書き改めた理由については、城戸は明言していない。それまでの版に従っているならば、ここでいう「保育者」とは、「幼稚園や保育所などで保育に従事する者の総称」(民秋1997)という意味であろう。ただし、内容は1939年版から変化していない。従って、言葉の意味としては先の辞典と同じ意味だとしても、その思想は1939年版からの連続性があるものと理解できる。

戦後において「教師」とあえて書き改めたのを「保育者」に変えた理由については、容易に思いつく理由を挙げるならば、読者を想定しての編集上の理由が考えられる。しかし、だとしても、城戸が保育者の教養を論じながら、その地位の確立を目指すためにあえて「教師」と位置づけたことを「保育者」と表記したことについては、他の推測も可能であるように思われる。例えば、目次から推測される点でいうと、それまでの版では存在した「ラジオ」や「放送」の節が削除されている。また、「農村における保育事業」も削除されている。こうしたことから、高度経済成長期を経て保育を巡る社会環境が変化し、それに伴って保育者の位置づけの変化がみられたのではないかと推測できる。いずれにせよ、これについては、当時の保育者を巡る社会状況や、それに対する城戸の論考などをより細かく整理することによって明らかにする必要があるだろう。

4-4. 削除された総力戦体制

1939年版以後でも触れられている「社会中心主義」あるいは「社会的協同」については、当時の総力戦体制との関係が認められる。例えば城戸は、1942年の論文において、この「社会中心主義」を更に「国家中心主義」へ向けていくことで、「立派

な国民に錬成しなければならぬのである」と論じている(城戸 1942: 8)。これと同様に、1939 年版には、当時の政治状況に明らかに迎合している内容を確認できる。例えば、1939 年版第 2 章第 2 節には、個人の利己主義を批判しながら、「社会の道德や国家の法律」の優越が論じられた上で、「国家に対する国民の義務」が論じられて、次のように述べられている。少し長くなるが引用したい。

義務とは全体を生かして行くために個体が気まま勝手な行動をしないで、互いに協力して全体に対する個人の職務を果たしてゆくことである。そして我が国においてはこの全体としての国家の権威は天皇の大御心によって表現されているのであって、畏くも明治天皇は、民にして一人の所を得ぬものがあれば、これ朕が罪であるとさえ仰せられたのである。

日本の社会事業はこの大御心を奉体して国民の生活を幸福にし国家の基礎を強固にしてゆかねばならぬのであって、これは決して個人の同情心などに訴える事前事業の如きものではなく、国策として国家が計画し、実行して行かねばならぬ社会政策である。(城戸 1939: 35)

上記の引用の内の「そして我が国においては…」以下の 4 頁は、1950 年版では削除され、以後収録されていない。

しかし、ここで興味深いのは、「国家に対する国民の義務」という箇所は、そのまま残されている点である。この箇所について後の版をみると、1968 年版では同じく「国家に対する国民の義務」が残されている。1980 年版では「社会福祉と児童問題」と改題されて第 2 章第 4 節に位置づけられているが、ここでも同様にこの箇所は残されている。また、1939 年版に度々ある「民生の慶福」(例えば城戸 1939: 73)という概念は、以後の版にもそのまま残されている(例えば城戸 1980: 149)。

他方で、例えば 4 つの版全てに収録されている「貧困児童の問題」では、貧困児童と家庭環境の関係を論じながら「国家」への言及がある。この点

について 1939 年版では、これを放置することは「国家全体の機能から見て甚だ憂慮すべき情態である」(城戸 1939: 55)とされている。しかし、1950 年版では「社会全体の機能」(城戸 1950: 55)と書き換えられ、これは以後 1968 年版(城戸 1968: 65)にも、1980 年版にも(城戸 1980: 117)、同様の文章で収録されている。ただし、1939 年版から一貫しているのは、「国家」を「社会」に書き換えておきながら、その一文の直後に、「むやみに個人主義的情操教育に力を入れて、社会的知見を盲目にしようとするような教育は決して国家のためになるものではない」(城戸 1939: 55)と、「国家」を強調する点である。これは 1980 年版まで一貫して残されている点である。

このように、戦後の城戸における総力戦体制への加担の責任と反省の問題はいくつかの点で残る。戦後直後、城戸は日本の敗戦の原因について、「国民の協力によって遂行」されるべき「国家総力戦体制が確立されていなかったということ」(城戸 1947: 4)に求めており⁶⁾、これらの異同はこの認識がその後どのように転じたかを理解する糸口になるだろう。また、それは城戸の思想の限界も含めた全体性を捉えていく手掛りとなるだろう。なお、この論点は、本稿 4-1 で論じた社会教育の議論と重ね合わせて検討が必要と考えられる。

4-5. ヒューマニズム

最後に、城戸の「ヒューマニズム」に関わる範囲の箇所についてみておきたい。

1939 年版から 1980 年版に一貫して同じ位置に収録されている論考として、「フレーベルとオーウェン」、「二つの児童観——フレーベルとオーウェン」がある。

1939 年版ではフレーベルとオーウェン両者の思想的起源をペスタロッチに求めた上で、フレーベルはそれを「ヒューマニズム」に、オーウェンはそれを「ソシアリズム」に発展させた、と整理している。ただし、城戸によれば、この二つの立場は矛盾するものではないという。その上で城戸は、「ただ人間の内に神の顕現を見ることではな

く、社会の内に人間の形成を見ることによってフレーベルの教育は現代にも生きてくるのである」と述べている（城戸 1939：33）。

こうした論述は、1950 年版では 27 頁以下で加筆がされており、ペスタロッチにはこの両者の立場が統一されていたこと、さらにデューイの思想には心理学と社会学とが統一されていることを補助線として示した上で、「進歩主義」と「必要主義」の統一が提唱されている。城戸によれば、「それはペスタロッチやデューイの思想に認められるもので」、フレーベルとオーウェンの「教育的世界観」も、そのように統一的に把握されるべきとしている。

なお、この 1950 年版の内容は、以後の 1968 年版、1980 年版にもそのまま収録されている。

こうした所から、1939 年時点から、城戸はある程度は一貫して「ヒューマンイズム」の立場を一定程度認めていることが分かる。ただし、それはあくまで「ソシアリズム」寄りのものであった可能性が高い。従って、1950 年版の「はしがき」における「社会主義の立場からのヒューマンイズム」という自己評価は妥当だと言えよう。しかし、1950 年版以後では、その論点をペスタロッチとデューイに集約して語り直している所には、「社会主義の立場」から微妙に距離がある形へと変化している可能性が指摘できよう。こうした仮説は、本稿の最初にも触れたようないくつかの城戸の論考からも推測される。つまり、この段階で戦後の城戸が度々言及する「ヒューマンイズム」概念が、ある程度明確化された可能性が指摘できる。ただし、その「ヒューマンイズム」が、どのような内容を持ち、城戸の思想体系や他の思想とどういう関係にあるかは、今後の検討課題である。

5. 今後の課題

以上、視点をいくつかに絞ってではあるが、城戸の『幼児教育論』の 1939 年から 1980 年までの変化をみてきた。そこには、いくつかの連続と断絶、展開を確認することができた。つまり、理念

的なレベルでは連続性が一定認められる。しかし、トピックが推移している点と、その過程でいくつかの展開が認められることが分かる。

こうした異同について解釈するためには、戦前以来の城戸の思想や時々時代状況、城戸以外の思想との関係など、様々な点から検討が必要と考えられる。本稿で明らかにした異同を踏まえた城戸の思想の検討については、今後の課題として、稿を改めたい。

注

- (1) 目次については旧字体のものは、改めずにそのままとしている。
- なお、それぞれの初出を調べる際には、城戸の著作一覧については、例えば高橋（1998）などで確認することができる。戦前のものについては、平田（2000）を参照。
- (2) 「社会的協同」というコンセプトは、1939 年版に既に「社会協力」として登場している（例えば、城戸 1939：155 など）。このコンセプトについてのより細かな城戸の論は、城戸（1932）や城戸（1933）などに示されている。なお、これらは城戸（1948）に再録されている。
- (3) ただし、「積極」の内容として、1939 年版の別の所で城戸は「優生学的見地」と「教育学的見地」を述べている（城戸 1939：42）。この記述は 1980 年版まで残されている。また、この「積極」としての「優生学」については、城戸（1947：142）でも論じられている。つまり、城戸の民主的な社会の実現と個人の尊重というヒューマンイズムの背後に、優生学的な面も戦後一貫して存在していたことがみてとれる。
- (4) なお、この論考では、「学力」を「学習の結果としての学力でなく学習を可能にする能力」「学習の可能性」として定義している（城戸 1980：200）。こうした城戸の学力規定は戦後において確立したものである。詳しい整理は、鈴木・廣川（1984）を参照。
- (5) 戦前の保育者養成については、佐野（2013）や立浪（2016）などを参照。従って、後に触れる城戸のいう「立場の自覚」とは、単に保育者を啓蒙するのみを目的にした言葉ではなく、こうした社会的地位を確立した自律的な専門職として位置づけるためのものであったと理解する必要がある。
- (6) この点については、先に触れた佐藤（1989）や川津（2010）を参照。

引用文献一覧

引用に際しては、目次については旧字体をそのままにし、本文の引用については適宜現代仮名遣いに改めている。

- 内島貞夫, 2001, 「城戸幡太郎集」『文献選集 教育と保護の心理学 昭和戦後初期 別冊解題』クレス出版: 76-83
- 大泉溥, 1979, 「日本の教育心理学 — 1930 年代日本の教育科学運動から学ぶ」心理科学研究会編『教育心理学試論』三和書房: 11-60
- 大宮勇雄, 1980, 「城戸幡太郎の幼児教育制度論」『東京大学教育行政学研究室紀要』第 1 号: 131-141
- 川津貴司, 2010, 「城戸幡太郎の教育技術論と総力戦体制の構築 — 大衆教育システムの構想と挫折」『近代教育フォーラム』19: 187-201
- 城戸幡太郎, 1931, 「人間学としての心理学の問題」『理想』27: 70-85
- 城戸幡太郎, 1932, 「哲学的人間学」『岩波講座 哲学 体系的的研究 — 社会と歴史の問題』岩波書店: 1-53
- 城戸幡太郎, 1933, 「社会的教育学」『岩波講座 教育科学 第二十冊』岩波書店: 1-38
- 城戸幡太郎, 1936, 「教育研究法」『教育学事典 第 1 巻』岩波書店: 434
- 城戸幡太郎, 1939, 『幼児教育論』賢文館
- 城戸幡太郎, 1942, 「国民保育と保育協同体」保育問題研究会『国民保育のために』帝国教育出版部: 3-15
- 城戸幡太郎, 1947, 『民主教育のありかた』社会社
- 城戸幡太郎, 1948, 『教育科学的論究』世界社
- 城戸幡太郎, 1950, 『幼児の教育』福村書店
- 城戸幡太郎, 1951, 「独立と新教育の理念」金子書房編集部編『新日本の教育建設』金子書房
- 城戸幡太郎・大田堯, 1951, 「教育科学運動・これまでこれから」『教育』No.2: 40-46
- 城戸幡太郎, 1956, 「教育科学の理念と操作」宗像誠也編『国土社教育全書 7 教育科学』国土社: 271-288
- 城戸幡太郎, 1968, 『幼児教育』福村出版
- 城戸幡太郎, 1971, 「教育実践と教育科学」城戸幡太郎・砂沢喜代次編『教育科学の探究』明治図書
- 城戸幡太郎・堀尾輝久・寺崎昌男, 1977, 「一般教育の理念について」堀尾輝久『教育と人間をめぐる対話』新日本出版社: 233-276
- 城戸幡太郎, 1977, 「科学的精神とヒューマンイズム」『教育』No.351: 14-15
- 城戸幡太郎, 1978, 『教育科学七十年』北大図書刊行会

- 城戸幡太郎, 1980, 『幼児教育への道』フレーベル館
- 佐藤広美, 1989, 「東亜共同体論と教育科学 — 城戸幡太郎の「教育科学」についての一考察」『人文学報 教育学』24: 55-114
- 佐藤学, 1984, 「城戸幡太郎の教育科学論」財団法人文民教育協会子どもの文化研究所編『城戸幡太郎と現代の保育研究』ささら書房: 175-202
- 佐野友恵, 2016, 「戦前日本における託児所保姆の養成・資格・待遇 — 幼稚園保姆との比較を中心に」『保育学研究』(51)1: 26-35
- 鈴木秀一・廣川和市, 1984, 「城戸理論における学力概念の検討 (その 1)」『北海道大学教育学部紀要』: 1-14
- 田岡昌大, 2016, 「城戸幡太郎の教育思想における生活技術と教養」『日本教育学会 第 75 回大会発表要旨録』: 224-225
- 田岡昌大・及川智博, 2017, 「城戸幡太郎の保育者論の現代的意義 — 教養と技術の關係に着目して」『教育学の研究と実践』第 12 号 (印刷中)
- 高橋智, 1998, 「城戸幡太郎著作文献目録」高橋智・清水寛『城戸幡太郎と日本の障害者教育科学』多賀出版: 625-672
- 立浪澄子, 2016, 「わが国における保育者養成制度の歴史」日本保育学会『保育学講座 4 保育者を生きる — 専門性と養成』東京大学出版会: 189-208
- 民秋言「保育者」岡田正章・千羽喜代子他編『現代保育用語辞典』フレーベル館: 393
- 中内敏夫, 1976, 「生活教育論争における教育科学の概念」城戸幡太郎先生 80 歳祝賀記念論文集刊行委員会『日本の教育科学』日本文化科学社会: 27-65
- 平田勝政, 2000, 「城戸幡太郎文献目録(戦前編)」『長崎大学教育学部紀要 — 教育科学 —』: 17-32
- 山根俊喜, 2002, 「城戸幡太郎の教育学方法論 — 自由教育論の超越: 1920 年代を中心に」『鳥取大学教育地域科学部紀要 教育・人文科学』3(2): 37-47

本研究は、KAKENHI 基盤研究(B) (15H03105、代表・川田学、「異年齢期カップリングの発達学: 子どもの生きづらさを超えるための学際的協働」) の助成を受けたものである。

本研究の一部は日本教育学会第 75 回大会での研究発表内容と、いくつかの研究会での発表内容に基づいている。本論文の執筆にあたり、北海道

大学大学院教育学研究院の川田学先生、加藤弘通先生、北海道大学大学院教育学院博士後期課程の

及川智博氏ならびに研究会参加者より貴重なご助言を頂きました。心より感謝申し上げます。